

令和2年度 第2回高知県犯罪被害者等支援推進会議 議事要旨

開催日時：令和2年7月31日(金)14:00～16:00

場 所：人権啓発センター 6Fホール

出席：八田委員、岡上委員、中島委員、田村委員、木下委員、古谷委員、廣瀬委員
津野委員、吉野委員

欠席：濱川委員、笹岡委員

議題：次第参照

1 開会

(会長)

「高知県犯罪被害者等支援推進会議運営要領」第3条第2項の規定に基づき、第2回高知県犯罪被害者等支援推進会議（以下「推進会議」という。）の議事録署名人として、八田委員及び岡上委員を指名。

2 議題

(会長)

議題に入る前に、事務局より前回の推進会議で出た委員からの意見について、県の考え方を説明していただきたい。

(事務局)

資料1「第1回高知県犯罪被害者等支援推進会議でいただいた主なご意見に対する県の考え方」に基づき指針に反映していくべきと考えている事項や今回推進会議に提出した資料等について説明。また、委員より犯罪被害者等支援の全体コーディネート機能は県の窓口が担うべきという意見に対しては、資料2「犯罪被害者等支援の流れ」を用いて県が考える支援の流れを説明し、犯罪被害者等への総合的支援を今後進めていくには、知事部局、高知県警察（以下「県警」という。）及びこうち被害者支援センター（以下「センター」という。）の三者が中心となり、個人情報保護を担保しながら関係機関と連携した支援ができる仕組み（支援のコーディネート）を検討していくことを説明。

(委員)

経済的支援について、推進会議の意見も踏まえて検討すると説明していただいたが、具体的施策として制度化できるように願います。

(1)「犯罪被害者の声」のとりまとめについて

(会長)

議題(1)「犯罪被害者の声」のとりまとめについて、事務局から説明していただきたい。

(事務局)

資料3「取りまとめた犯罪被害者等の声（総括表・重要犯罪等事案一覧表）」（以下「被害者の声」という。）について説明。

この資料は県警、センター及び高知弁護士会の協力を得て集計した。委員向けの資料では、犯罪被害の実状を確認していただくために具体的な内容を記載したものを用意した。この資料は被害者を特定できる可能性がある記述が含まれており、個人情報保護の観点より会議後回収し、統括表のみを公表する。また、総括表の件数は三者から提出された意見を取りまとめており、重複している可能性もあるが、被害者のニーズの確認が目的であるため、そのまま集計した。支援制度を検討するにあたり、まず救済すべきと考える被害者は、打撃の大きい重要犯罪及び傷害罪のうち重傷害の被害者である。

(委員)

資料について、具体的施策の集計で漏れがあるようだ。

(事務局)

公表の際には、再集計したものとする。

(委員)

資料3「被害者の声」統括表の「③必要と考えられる具体的施策」の項目を注目していただきたいが、殺人事件の項では、葬祭関係費、弁護士費用、生活資金の給付や貸付などが、意見として多く上がっている。強制性交、強制わいせつの項でも同様の意見が上がっている。さらに、区分B（この区分Bは犯罪被害給付制度の対象外、つまり国の公的制度の対象外）の傷害の項でも、医療費、交通費、転居費用、弁護士費用、見舞金・給付金等の意見が多く上がっている。要するに、犯罪の種類にかかわらず被害者の金銭的な負担は大きく、犯罪被害に遭った被害者が必要であるとする支援策として経済的支援が多いということが、数字上も明らかになったといえる。

(委員)

「犯罪被害者の声」を一通り勉強したが、犯罪被害者支援施策について理解が十分でないため、気になった点について説明していただきたい。1点目は、犯罪被害について偏った報道や間違った報道がされたと被害者が思ったときに、そのことを解決するためにどのような対応ができるのか、またそれは被害者自身でメディアに掛け合わなければいけないのか。何かできる支援体制などがあるのか。2点目は、意見の中で弁護士の変更を望んだができなかったとある。当然、弁護士と相性が合わないこともあると思うが、変更ができないというのは制度上の問題なのか。もし制度に問題があるならば、何か改善方法はあるのか。3点目は、加害者が未検挙の場合に、受けられる支援施策が加害者が検挙された場合と比べて変わるのか。以上が気になった点である。

(会長)

今の3点について、説明いただきたい。

(事務局：警察)

報道の件について、偏った報道や間違った報道によって、犯罪被害者やその遺族が傷つくという

事例は大変多い。しかし、一度報道されてしまうと、後で報道内容に間違いがあったとしても、報道機関が一度出したものについて、訂正報道をすることはまずない。そのようなことがないように、被害者等自身でメディア対応することは大変である。警察では、報道対応担当である各署の副署長や次長が、警察発表の内容については、発表前に被害者に情報提供をするなど配慮した対応を取っている。他県になるが、犯罪被害直後に弁護士が報道対応を含めて受任し、被害者の代理人になることで、報道機関への対応や警察とスムーズな連携ができている事例がある。高知県では、今まではそのような早期対応が必要な事例はなかったが、対応方法を想定していくことは必要である。

(会長)

このような報道を防ぐには、早期の段階で対応が必要ということか。

(事務局：警察)

そう思う。警察では、犯罪直後に被害者に対して、弁護士相談の支援がありそれを希望するか確認しつなげたり、センターを早期援助団体として指定しているので、センターを通じた支援の中でも弁護士相談につながるよう連携体制を取っている。今後も、漏れのないように運用していくつもりである。

(委員)

弁護士の被害者支援の一つとして、マスコミ対応がある。早期に弁護士が受任することはとても重要である。神奈川県では、葬儀の前に弁護士が受任し、マスコミが葬儀場へ押しかけることを防いだりしている。早期に弁護士が代理人になることで、各報道機関へ報道の自粛の呼びかけや過度の取材がないように対応することができる。また、被害者等がメッセージを発表したい場合などには、被害者自身では連絡窓口や方法が分からず対応できないが、弁護士が代理人であれば報道機関が被害者等の自宅に押し掛けるというようなこともコントロールできる。神奈川県でこのような早期の対応ができるのは、条例がいち早くでき、弁護士相談費用を県費で賄う仕組みがあり、そのルートが確立され万全なものになっているからであると思う。

弁護士が変更できなかった件については、その被害者は、日本弁護士会連合会の被害者支援の制度を使い弁護士を雇ったのだと思われる。この制度を利用した場合、弁護士と被害者との二者の契約ではなく、法テラス（日本弁護士会連合会の事務処理を担う機関）を含め三者での契約になり、弁護士の変更を希望する場合も三者の同意が必要になる。そのために、スムーズに変更ができなかったと推測する。

(委員)

制度上変更ができない訳ではないということか。

(委員)

もちろん三者での協議は必要であるが、事情を説明し、合理的な理由があれば変更は可能である。また、自己負担で弁護士を雇うということであれば、当然変更は可能である。

(会長)

未検挙案件での支援についてはどうか

(事務局：警察)

高知県警では、「高知県警察犯罪被害者支援基本計画」に基づき、5か年計画で50項目の施策を実施している。カウンセリングや各種公費負担制度（死体解剖後の遺体運搬費用、重要犯罪被害者に対する初診料や診断書料、性犯罪被害者に対する初診料や診断書料並びに性感染症検査費用や緊急避妊費用、緊急避難場所の費用等）があるが、加害者の検挙や未検挙にかかわらず被害者は同じ支援施策を受けることができる。

(委員)

では、違いがあるとすれば、加害者が未検挙の場合は、損害賠償の請求ができないということで、それ以外はほとんど同じということか。

(委員)

未検挙の場合でも、加害者以外に賠償を負うべき人を見つけられれば、訴訟を起こすことはできる。加害者が処罰されないという被害者感情の部分が一番大きい違いであると思う。

(会長)

資料3「被害者の声」の中で、意見の24番と27番は同じような事例と思われるが、一方では傷病手当金や労災の適用が受けられないと意見があるが、もう一方ではそのような記載がないが、何が違うのか。

(委員)

違う事例であると思う。

(会長)

違う事例であれば、就業中の受けた犯罪被害は同じであるのに、なぜ支援が受けられる場合とそうでない場合が起こり得るのか。

(委員)

推測になるが、傷病手当金や労災には支給要件があり、その要件を満たさない雇用条件であったと思われる。また、被害の程度によって要件を満たさない場合もある。さらに、申請自体も被害者にとっては負担がかかることも多く、全ての要件を満たしている被害者であっても申請までたどりつけない場合もある。このような場合でも弁護士が代理人になることで、スムーズな申請手続きが可能になる。

(委員)

資料3「被害者の声」の中に、転居したいが転居費用がないという意見があり、その中で公営住宅を申し込んだが、公募による抽選と言われたとある。県営住宅や公営住宅ではDV被害者に対しては国からの通達もあり優先入居の対象としているが、県営住宅では犯罪被害者等に対しても同様の対応をしているのか。資料2「犯罪被害者等支援の流れ」の中で、県営住宅の優先入居と記載されており既に実施されている支援策なのか。また、県営住宅で優先入居の支援があるのであれば、高知県での犯罪発生件数や実際に必要な事例数を考えた場合、市町村の公営住宅でも優先入居の対象とする程のボリュームがあるのか。

(事務局：住宅課)

県営住宅の優先入居に関して、入居者選考委員会において、令和2年8月1日付けで規定を改定し、犯罪被害者等も優先入居の対象とするよう準備している。これは公募物件について優先入居の対象とするものである。市町村では今のところ、このような対応には至っていない。

(会長)

公募された時に優先になるということか。

(事務局：住宅課)

公募の際、一般応募の方と比較して抽選の倍率が上がることになる。随時募集の県営住宅については、希望すればいつでも入居は可能である。

(委員)

県営住宅の空き状況によっては、必ず入居できるわけではないのであれば、市町村でも制度を作った方が良いということか。

(会長)

選択肢は増える方が良いので、市町村に対して働きかけをお願いする。

(2) 指針骨子案について

(会長)

議題(2)指針骨子案について、事務局から説明していただきたい。

(事務局)

資料4「高知県犯罪被害者等の支援に関する指針 骨子(案)」及び資料5「経済的支援策のメリット(効果)と制度検討に当たっての課題」(以下「経済的支援策のメリットと課題」という。)について説明。資料5は検討委員会やパブリックコメント及び前回推進会議で意見が出された経済的支援策のうち、「①転居費用の補助」「②見舞金・支援金の支給」「③生活資金の貸付」「④損害賠償権の時効消滅前の再提訴費用の補助」「⑤損害賠償請求権に係る債務名義の立替金の支給」について、先行都道府県の事例や高知県で制度設計するうえでのボリュームや課題等をまとめた資料である。また、委員向けの資料には、現時点での「施策検討に対する県の考え方」(非公表)についても記載した。

(会長)

事務局の説明の中で、既存の制度として「生活福祉資金」についても説明があったので、一部内容について補足する。

社会福祉協議会(以下「社協」という。)のパンフレットのとおり、社協の貸付制度は一定の所得要件を満たす必要があり、利用する際の前提条件である。その中で生活困窮の場合の生活支援として利用可能な貸付制度は、「総合支援資金」及び福祉資金の中の「緊急小口資金」の二つである。さらに、所得要件以外の条件として、生活困窮自立支援法に基づく自立支援制度の支援を受けることに同意し、支援機関の支援を実際に受けるということが必要である。現在、コロナ対策として緊急的に特例貸付を行っているが、あくまでも例外的な対応である。

次に、転居費用については、福祉資金の方で一時的に必要な費用に対して貸付けをする制度があるが、その中で50万円以内の範囲で貸付けが可能である。これらの貸付けが、事務局の説明の中で出た、一定の要件を満たせば犯罪被害者等が利用できる貸付制度である。

(委員)

社協の貸付制度について、犯罪被害者支援に長年携わっているが、一度も被害者に案内したことはない。それは、貸付けの資力要件や世帯全員の了承があること、「総合支援資金」は失業者を対象に復職へ向けた活動をしている人向けの制度であり、犯罪被害に遭って復職の目途が立っていない状況の被害者は対象にならないこと、また「福祉資金」については介護サービスや障害者サービスに関する資金の貸付けであり、犯罪被害者救済とは意味合いが違っていると考えていたこと、「緊急小口資金」については要件として犯罪被害に遭ったことを結び付けて考えたことがなかったことからである。満たすべき条件が多すぎることもあり、被害者支援を組み立てる上で、現在県が検討している経済的支援策の代替制度にはなり得ないと考える。資料5「経済的支援策のメリットと課題」の中の県の考え方において、一部被害者の支援が使える代替制度として記載されているが、県の説明でも、一定の要件を満たせば利用可能な制度だが、犯罪被害者等全般に利用できる制度ではないので現在検討中の制度の代替制度には、なり得ないという理解で良いか。

次に、傷病手当金について捕足する。犯罪被害に遭って、傷病手当を申請するために窓口に行ったときに、窓口では第三者傷害（第三者の行為による傷害）なので、第三者である加害者の誓約書を求められる。しかし、傷病手当金の申請において誓約書は、犯罪被害に遭った場合など事情があれば提出しなくても申請手続きはできる。代理人がいれば、被害者から加害者へ連絡を取るとは精神的な負担が大きすぎて不可能である旨を説明し、誓約書なしで申請することになるが、被害者自身で申請手続きをする場合、窓口でそのような説明を受ければ、加害者へ連絡することは負担が大きすぎるため申請自体を諦めてしまうこともある。

また、労災申請でも、申請内容について加害者に確認するとと言われてしまうと、情報がない被害者は、自分が報告した内容を加害者に知られてしまうことに恐怖を感じ、申請を諦めてしまうこともある。このように既存の制度であっても、弁護士のサポートなどがあれば、被害者の負担を軽減するように支援できるが、被害者自身でその制度を使いこなすのは、大変なことである。

県が検討している経済的支援策の一つに転居費用の補助があるが、性犯罪被害者も対象にすると検討していることは本当にありがたい。しかし、それ以外の対象を犯罪被害給付制度（以下「犯給制度」という。）の受給対象者に限定するのであれば、救われる被害者の数は非常に少ないものになる。前回の推進会議で配布された資料の中でも、犯給制度の令和元年度の実績は重傷病の給付金1件、遺族給付金2件であった。資料5「経済的支援策のメリットと課題」の11ページに犯罪種類の認知件数は、殺人の認知件数は年間3件～7件で推移しているが、昨年度の遺族給付金の実績が2件ということは、殺人の被害に遭ったにもかかわらず、給付されていない被害者がいるということである。重傷病給付金は、治療に一定期間要した被害者に対して給付されるのだが、資料5「経済的支援策のメリットと課題」の11ページの表の中で年間約100件の傷害事件が認知されて

いるにもかかわらず、実績は1件である。

資料3「犯罪被害者の声」の区分Bの傷害の項目で、27件の回答があるが、そのうち8件、約3割が必要な支援として転居費用の補助という意見がある。東京都の制度対象者はホームページで確認したところでは、生命・身体の被害を受けたものとあり、犯罪被害給付制度の受給対象者より対象範囲が広いのかもしれないが、支援策の対象者を犯給制度の受給対象者とするのは、支援の対象が限定されるということになるので対象者の範囲を広げるよう検討をお願いします。

(会長)

生活福祉資金については、説明のとおり自立支援計画が立たない限り、つまりは将来に向けて自立できる見込みが立たない限り貸付対象にならないということが前提になっている。また、世帯全体が対象になるということもそのとおりである。労災の件について意見はあるか。

(委員)

特にない。

(会長)

転居費用の補助について、対象者の範囲について意見が出たが、事務局より説明していただきたい。

(事務局)

制度設計のうえで必要な事項で、いただいた意見も踏まえ対象範囲をどこまで広げられるかも含め検討する。

(委員)

犯給制度で受給対象にならないというのは、具体的にはどのような事例なのか。また、支援する対象者の範囲を広げるかを考えるならば、どれ位まで広げれば良いのか。方向性などがあれば教えてほしい。現実的などところで基準を設け、線引きする必要があると思う。

(委員)

前回配布された「犯給制度」のパンフレットで説明されているが、遺族給付金であれば亡くなられた犯罪被害者の第一順位の遺族に支給される。言い換えれば、順位が第一順位でなければ支給されない。

(事務局：警察)

そのとおり。給付対象者を決定する際に、まず確認するのは、配偶者がいるかどうか。配偶者は生計維持関係の有無にかかわらず、順位が一番になる。次に、生計維持関係の有無である。生計維持関係がある方がいれば順位は高くなる。複数いる場合は、被害者から見て、子、親、孫、兄弟の順番で順位が高い方が支給対象者となる。配偶者も生計維持関係がある方もいない場合は、被害者から見て、子、親、孫、兄弟の順番で順位が高い方が支給対象者となる。つまり、配偶者以外は、まず生計維持関係がある方が優先され、その次に等身が近い方から順位が付くということである。

(委員)

説明していただいたが、なかなか難しいというのが現実である。

重傷病給付金では、心身にそれぞれ一定期間以上の治療期間があった被害でないと支給されない。また、被害者と加害者が親族関係にあるとか、被害者が被害を誘発したとか等の除外規定があり、重傷を負っても対象にならない被害者もいる。傷の程度が軽いとか、性犯罪被害者で精神疾患を発病しなかった場合などは、犯給制度の対象外となる。

(委員)

つまり、犯給制度の受給対象者ということの対象者にするということは、対象範囲を絞り過ぎということか。

(委員)

どこまで対象を広げるべきかについては、私も考えてみる。

(事務局：警察)

犯給制度では、親族間の犯罪は不支給とされてきたが、平成30年4月の法改正後、個々の事案で救済が必要な事情や被害が起きた経緯なども検証をし、給付が必要であると認められれば支給できることとなった。今後は、親族間の犯罪であっても支給される事案も出てくると思う。

(会長)

対象範囲について、事務局で検討をお願いします。中島委員も併せて検討していただきたい。

転居費用の補助について、先行県の例では、引越業者に支払う費用を補助するとなっている。例えば、敷金・礼金なども引っ越しの際に掛かってくる費用であるが、助成の対象として考えているのか。

(事務局)

先行県をモデルに制度設計を検討中であり、敷金・礼金については助成の対象にしていらないが、改めて検討する。

(委員)

事務局から出された資料において、経済的支援策の対象者として重要犯罪の被害者と書かれている。要は、犯罪の種類の中で殺人や強制わいせつという犯罪被害を対象にしていると思うが、傷害(罪)も対象にするように検討をお願いします。

(事務局)

重要犯罪とは刑法犯のうち、個人の生命、身体及び財産を侵害する度合いが高く、国民の脅威において社会的影響が大きい犯罪(殺人、強盗、放火、強姦の凶悪犯に略取・誘拐、強制わいせつを加えたもの)と定義付けされているが、その分類上では傷害は含まれていない。傷害にも犬に噛まれたものから肉体的打撃が大きいものまであり、県としてはその中で重傷害の被害者は支援制度の対象にすべきと考えている。資料3「被害者の声」においても、重要犯罪と重傷害を併せて特に支援が必要な犯罪被害者として位置付けしている。

(委員)

見舞金・支援金の支給について、県の考えは各市町村が制度設計できるように後押し、制度導入を働きかけるという考えであるが、市町村が見舞金を制度化する保証はない。誘導施策を取ること

には賛成であるが、市町村が制度をつくるまでの間は県の方で支出する仕組みを作ってほしい。条例の中で犯罪被害者の経済的負担の軽減のために必要な施策を講ずると定めていることが、形骸化してしまうのではないか。資料3「被害者の声」でも、最も多かった必要と考えられる具体的施策として見舞金・支援金が上がっている。このことを重く受け止めていただきたい。

また、その対象者の範囲についても、資料3「被害者の声」の傷害の項目でも、見舞金・支援金の意見は多く上がっており、そのことも踏まえた検討をお願いする。

生活資金の貸付について、理由は先ほど述べたが、私としては、被害者支援のための貸付制度の代替制度にはなり得ないと考えている。代替となる制度がないのであれば、償還見込みがない方への貸付制度は制度化できないという考えではなく、貸付制度を制度化することを前提にどのような要件であれば運用できるのかを議論し検討すべきと考える。この条例は、犯罪被害に遭ったにもかかわらず、何の補償も受けられない被害者の社会的なコストを負担し、生活支援をするために作られたと思っている。

県として、それでもやはり償還見込みがない被害者向けの制度はつくれないというのであれば、せめて神奈川や和歌山のように、犯給制度の受給対象者であり、給付金によって償還の見込みがある人だけでも対象に絞り込んで制度化してほしい。犯給制度の問題の一つに、支給までに時間がかかるということがある。仮給付制度も始まっているが、まだまだ遅いのが現状である。被害者に少しでも早く支援を届けるためにも制度化を検討していただきたい。

立替支援金については、事務局からの説明で、制度化するのは難しいということは理解した。

最後に再提訴費用の補助であるが、本来補償を受け取ることができる権利がある人の権利を守るということで、制度化を前向きに検討していることはありがたい。しかし、提訴に係ることに対して支援を考えているのであれば、初回提訴費用についても県から補助を検討していただきたい。被害に遭った人が提訴を起こす際の一番の問題は、例え裁判で勝訴しても、加害者からの賠償金が支払われないことが多いことである。損害賠償の請求額の中に提訴に係る事務手数料や弁護士費用等は組み込んで請求するが、加害者からの支払いがなければ、その費用は被害者の負担になってしまう。被害者の権利を実現するための費用の一部を負担することで、今まで諦めていた被害者を救うことにもなる。裁判で勝つ見込みが不透明であることが問題であるならば、提訴費用の補助に関して審査会を設けるなどすれば対応可能である。例えば、法テラスには、損害賠償請求に係る弁護士費用の立替の支援制度があるが、全ての申込み案件に対して、費用の立替えをしているわけではなく、弁護士や司法書士で構成する審査会を設け、勝訴の可能性がある事案に対してのみ立替の支援をしている。県でも同様の制度を設ければ、十分対応可能である。

(会長)

少し時間がなくなってきたので、今出された意見に対して事務局からの説明は次回の推進会議でまとめて回答をお願いする。多くの意見を頂きたいので、他の委員からも発言をお願いする。

(委員)

資料3「犯罪被害者の声」の中で、職場での理解がなかなか得られず退職を余儀なくされた事例

が幾つかあり、犯罪被害に遭ったことを理由に辞めさせることは当然不当であり認めることはできないことだが、何となく居心地が悪くなり辞めざるを得ないケースもあると思う。その際的生活基盤を支援する制度として失業保険があると思うが、会社都合と自己都合の場合で、給付開始時期や期間に違いがあり、犯罪被害に遭ってしまったことによって退職せざるを得なくなった場合に、支給時期等に関して犯罪被害者に不利益が生じるならば救済措置なども検討していただきたい。

(委員)

犯罪被害に遭い、そのことを正確に事業主へ伝えることはなかなか難しい。説明することで、被害に遭ったことを思い出してしまうなど、精神的な負荷も大きい。そのような場合に、被害者に代わって置かれている状況や今後どのような支援が必要かなどを説明することを、弁護士とまでいわずとも、支援機関などがしっかり代弁できる仕組み作りが必要であると思う。事業主も裁判等の出席のため休暇が必要であるとか、第三者から説明を受ければ納得しやすい。そのような仕組みがあることで、被害者を離職させないことにつながると思う。

また、SNS等のネット上での誹謗中傷などに対しても、何らかの対策が必要であると思う。ただでさえ犯罪被害に遭い打撃を受けているのに、被害に遭ったことを第三者がSNSの媒体を使って書き込み、その情報がどんどん広がり二次被害が生じることで、被害者はますます立ち直りができなくなる。誰が取り締まって誰が見守っていくのかを考えていかないといけない。

(委員)

指針案の中で、県と労働局が連携し、被害回復のための休暇制度等の周知・啓発を盛り込んでいるが、例えば被害者の方が休暇制度を認められて休みを取ることができたとしても、同僚の人達が事情を知らない場合、どうして被害者だけが特別扱いを受けているのかなど周りの目が厳しくなってしまう。被害者が、なぜ休暇を取っているのか情報の開示をしても良いと事業主に伝えていけば、事情を説明し理解を得ることができるかも知れないが、「絶対に言わないでほしい」と言われた場合などは周囲の理解を得る事は難しく、今後周知・啓発を進めていく上でも考えていかなければならない問題である。

(委員)

啓発についても議論すべき点は多いと思う。まず、県職員や市町村職員に対して犯罪被害者等支援についてどのように周知・啓発していくか、教育の現場も同様で、今後どのように広めていくかが重要であり、期待をしている。

(委員)

経済的支援策を検討する際に、生活保護を受けている方が被害に遭い見舞金等の支援策を受けることによって、生活保護費が減額されることがないように配慮をした制度設計にしていきたい。

また、現在県内34市町村で犯罪被害者支援の特化条例がなく、今後支援制度も含め検討していくのであれば、支援制度ができるまでは県が主体で支援策を検討していただきたい。

(会長)

生活保護受給者へ配慮した制度設計については、生活保護法の観点からいうと、なかなか条例で

は対応できない問題と考える。コロナ給付金については、特例的に収入に認定しないなどの取扱いはあったりするものの、県単位で解決できるようなことではなく、国の法律の問題であると考え。

時間になったので、これ以降の意見は書面とさせていただく。8月10日までに本日の会議の中で発言できなかった意見等があれば、事務局まで提出をお願いします。

(事務局)

いただいた意見について、次回の推進会で回答させていただく。

1点だけ、犯罪被害者の方への支援に対する県の考え方のところであるが、犯罪被害者等が非がないことで理不尽に受けた被害をどう回復するかということは、その回復のためのコストを社会全体でどのように担っていくかを考えるということはそのとおりである。しかしながら、国、県、市町村の役割分担の中で、全国的な制度の問題を県単独でどこまでできるかについては限界もある。その中で優先順位を付け、県内で実際に被害に遭われた方の必要度の高いものから順にやっていきたいと考えている。当然、国がやらないから何もできないというつもりはなく、やるべきことはやっていくつもりであるが、例えば見舞金・支援金と貸付金を比較したときに、貸付制度で償還見込みのない人へ貸付けは、むしろ負担が増えることになり、見舞金・支援金の支援をしていくことが、犯罪被害者のためになり、優先度が高いということになると思う。また、見舞金に関して基礎自治体である市町村が制度化しなければ、どうしようもないなどというつもりはない。県としてできることはたくさんあると思うので、その中で検討していきたいと考えている。

(司会)

以上をもって、第2回犯罪被害者等支援推進会議を閉会する。